

○居宅介護支援・介護予防支援

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
1	居宅介護支援	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	・重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(介護保険課の電話番号・実施地域・職員数・指定権者(島根県)・指定及び利用料の項目にある「島根県」の記載・営業日・交通費修正) (実施地域・事業の目的及び運営方針・介護支援専門員の勤務の体制・事故発生時の対応・指定居宅介護支援の提供方法・交通費・質の評価・従業者の勤務体制の追記(常勤・非常勤)) (契約書参照部分条ずれ、「要支援」削除、運営規程記載の内容と整合性を図る) ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。(文書の交付及び口頭での説明が行われている場合、運営基準減算には該当しません。)	居宅介護支援基準条例第6条第1項 居宅介護支援基準条例第6条第2項.解釈通知
2	居宅介護支援	運営規程に関すること	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(実施地域・職員の員数・介護支援専門員2名を3名に・営業時間(12月30日午後から休み)の修正) (利用料の利用者負担について・法定代理受領を行わない場合の利用料について・交通費及び解約料追記、「別紙料金表」の表記・地域外への送迎の交通費を削除)	居宅介護支援基準条例第20条
3	居宅介護支援	勤務体制の確保等に関すること	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。(勤務形態一覧表について、管理者と介護支援専門員の勤務時間を分けて記載、常勤・非常勤の別記載、勤務体制を常勤兼務に・常勤専従から常勤兼務へ修正、勤務時間入力もれ(5週目))	居宅介護支援基準条例第21条第1項、解釈通知
4	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針に関すること	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。	居宅介護支援基準条例第15条第12号、解釈通知
5	居宅介護支援	指定居宅介護支援の基本取扱方針に関すること	指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。	居宅介護支援基準条例第14条第2項
6	居宅介護支援	秘密保持に関すること	介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じること。	居宅介護支援基準条例第25条第2項

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
7	居宅介護支援	運営基準減算に関する事	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていないため過誤調整すること。	居宅介護支援基準条例第6条第2項
8	居宅介護支援	特定事業所加算(Ⅱ)に関する事	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していないため、過誤調整を行うこと。 (少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要がある。)	
9	介護予防支援	勤務体制の確保に関する事	原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (管理者兼担当職員の勤務時間を明確にすること)	介護予防支援基準条例第20条第1項,解釈通知